

芦別市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

(改正の趣旨)

幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が参院本会議で5月10日に可決し、関連する子ども子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正が5月31日に公布されたところであるが、これらの改正により、3歳から5歳までの児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用者負担（保育料）が、本年10月利用分から無料となることが決定したところである。

この無償化に伴い、副食費（食材料費）についてこれまで1号認定は実費徴収、2号認定は保育料に含むとされ、同年齢の児童で取り扱いが異なっていたところであるが、今回の無償化により、1号認定及び2号認定について両方ともに実費徴収（年収360万円未満世帯及び国の第3子は無料（公費負担））として見直されたことに伴い、当該政令の改正に準じた内容にするため、関係規定について所要の改正を行うものである。

(改正の内容)

条例名	内 容
芦別市保育所条例	<p>つばさ保育園の保育料について、</p> <p>① 国の無償化に合わせ、3歳（満3歳になった日の翌年度）から5歳まで及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯を無償化する。</p> <p>② 国に合わせて副食費を実費徴収（年収約360万円未満及び国第3子を除く。）する。ただし、市の義務教育修了第3子については市独自で無償化する（現在、保育料を市独自で無償化しており、副食費を徴収すると保護者負担が発生するため。）。</p> <p>副食費実費徴収対象者の金額は、一人当たり月額4,500円とする。</p>
芦別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	<p>市内の特定教育・保育施設（子ども・子育て支援新制度に移行した施設のみ。）が満たさなければならない基準であり、幼児教育・保育無償化により、一定基準を満たしている認可外保育施設も本条例の対象となることから、関係規定について整備を行うもの。</p> <p>また、特定教育・保育施設が徴収可能な項目から、3歳（教育希望は満3歳、保育希望は満3歳になった日の翌年度）から5歳までの利用者負担額、年収約360万円未満相当世帯及び国第3子以降の子どもの副食費について除外されたことから、関係規定について整備を行うもの。</p>